

令和8年度 千葉市子育て支援館の年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉市民間保育園協議会（以下「乙」という。）は、千葉市子育て支援館（以下「管理施設」という。）の管理について令和4年3月29日付けで締結した「千葉市子育て支援館の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、令和8年度における年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（期 間）

第1条 この年度協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 この年度協定で甲が乙に支払う指定管理料の額は、金68,461,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は第二種社会福祉事業により非課税）とする。

2 指定管理料の支払いは、次の12回とし、乙の請求により支払うものとする。

回 数	金 額
第1回（4月分）～第11回（2月分）	5,705,000円
第12回（3月分）	5,706,000円

3 指定管理料の支払いは、前金払いとし、乙の請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（利益の還元方法）

第3条 基本協定第69条第1項及び第2項の規定による利益の還元は、市が発行する納入通知書により、市に納付するものとする。

2 利益の還元は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

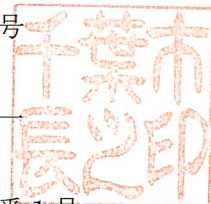
（疑義の決定）

第4条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき及びこの年度協定に定めのない事項については、その都度甲乙は誠意をもって速やかに協議し解決するものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神 谷 俊 一



乙 千葉市中央区中央4丁目5番1号
公益社団法人千葉市民間保育園協議会
会 長 大 森 康 雄

